

4. 省令・告示案の詳細 ④勧誘継続行為の禁止

法改正の概要

- 電気通信事業者・代理店に対し、主要な電気通信サービス(FTTHサービス、携帯電話など、説明義務の対象サービス)の提供に関する契約について、**勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思**(契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含まれる。)を表示した場合、**勧誘を継続する行為を禁止**する。

省令の規定事項

(施行規則第22条の2の10)

省令の規定事項	省令の規定(案)
(1)勧誘継続行為の禁止の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none">・ 法人契約の締結を勧誘する行為・ 軽微な変更を勧誘する行為

4. 省令・告示案の詳細 ⑤代理店(媒介等業務受託者)に対する指導等の措置

20

法改正の概要

- 電気通信事業者に対し、媒介等業務の適切かつ確実な遂行を確保するため、媒介等業務受託者への指導等の措置を行うことを義務付ける。

省令の規定事項

(施行規則第22条の2の11)

(1) 電気通信事業者は次の各措置を講じる必要

- ①媒介等業務(以下「業務」)を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置
- ②業務の実施状況を監督する責任者の選任
- ③業務マニュアル(適切な誘引の手段に関する記載を含む)の作成、研修の実施等
- ④業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等
- ⑤利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理
- ⑥業務が適切に行われない場合に、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等
- ⑦各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

(2) 電気通信事業者の報告義務

電気通信事業者

業務が適切に行われない場合であって、
利用者に重大な影響が及ぶおそれがあるとき

報告

受託者情報
(名称・住所等、受託者を特定するため必要な情報)

総務大臣

※報告された受託者情報を必要な場合に
他の事業者等に提供することも検討

5. 各行政規律の担保措置

- 各行政規律に違反した電気通信事業者・代理店に対しては、
 - ・ 報告徴収等を行い、違反が確認された場合には、行政指導により改善を促した上で、
 - ・ それでもなお、改善が見られない場合は、業務改善命令等による是正を行うことを想定。

● 執行のイメージ



● 各行政規律の対象

参考：民事的規律の対象

	①書面の交付義務	③不実告知等の禁止	④勧誘継続行為の禁止	⑤代理店に対する指導等の措置義務	②初期契約解除制度(民事効)
電気通信事業者	○	○	○	○	○
代理店	-	○	○	-	-